

私道手すり助成制度

事前相談

助成の対象となるか区が現地等を調査します。事前にお問合せください。

土木部 土木計画・交通安全課 交通安全・啓発助成係

電話：03-3579-2297（直通）

1. 助成の対象

助成の主な要件

- ① 私道の幅員が1.5m以上であって、次のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 起点及び終点が公道又は一般交通の用に供されている他の私道に接続していること。
 - (2) 行き止まりの道路の場合は5戸以上の住宅からの出入りがあること。
但し、アパートやマンション等の集合住宅は、1棟で、1戸とします。
- ② 私道部分の土地所有者及び当該私道の敷地に接する土地の所有者及び借地権者の承諾を得られること。
- ③ 急勾配又は階段が存する私道で、手すりが設置されていないことにより交通上支障をきたしていること。
- ④ 工事施工者が 区に登録されている業者であること。
- ⑤ 開発行為等の建築基準法上による整備工事でないこと。
- ⑥ 工事完了後も私道の関係者が私道を良好に維持管理すること。

2. 助成工事の範囲

助成の対象となる工事は、私道形態部分のみが対象となります。また、区で定める基準内の工事に限られており、特殊な舗装や構造物は助成の対象になりません。

3. 助成額

助成額は、区で定めた工事種別ごとの単価に、施工する工事延長・面積・数量等乗じた区算定工事費以内とします。

助成額

区算定工事費の50%以内

4. 工事施工者

助成工事の施工者は、区に登録されている「私道助成工事等の登録事業者」から、選定してください。

助成工事を依頼するときは、トラブルを防ぐため、工事内容や施工方法をよく理解したうえで「契約書」の作成を行ってください。

区が契約内容に関与することはありませんので、関係者で良く話し合いを行い、選定してください。

5. 工事の監督

助成工事は区で受託して行うものではなく、私道の関係者の皆さんが主体となって行う工事です。助成工事を監督するのは、関係者の皆さんです。図面と工事の内容が違っていたり、約束ごとが守られていない等のトラブルが起こらないよう工事内容や施工方法を確認してください。

6. 維持管理

工事完了後の舗装等は、その私道の関係者の財産です。

区では維持管理を行いませんので、点検や清掃等、維持管理は私道の関係者皆さんで行ってください。

また、引き続き、一般の通行を妨げることはできませんので、車止め等の設置や自転車の駐輪等を行わないでください。

7. 申請に必要な書類

- | | | |
|--------------------|---|--------|
| ①私道手すり設置助成金交付申請書 | } | 区所定のもの |
| ②委任状 | | |
| ③工事施工・土地使用承諾書 | | |
| ④印鑑登録証明書（3ヶ月以内のもの） | | |
| ※申請者代表と私道の土地所有者 | | |
| ⑤公図の写し | | |
| ⑥土地所有者一覧表 | | |
| ⑦登記事項証明書または登記事項要約書 | | |
| ⑧案内図 | | |
| ⑨設計図 | | |

※このほかに本人確認が必要な場合などに使用する書類があります。

詳しくは区にお問合せください。